

人事院事務総局職員福祉局長

職場における受動喫煙防止対策及び健康確保に係る取組について（通知）

標記については、「職場における喫煙対策に関する指針について」（平成15年7月10日勤職一223勤務条件局長通知。以下「平成15年指針」という。）に基づき取り組んできたところですが、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が公布され、本年2月に、その施行に関する関係政省令等が公布等され、受動喫煙を防止するための措置に係る規定が令和元年7月及び同2年4月に順次施行されることとされています。

各省各庁におかれては、改正法第2条が施行される令和元年7月1日以降は、これらに基づき受動喫煙の防止対策等を推進していただくとともに、下記の事項に留意してください。

なお、これに伴い、平成15年指針は廃止します。

記

1 特定施設における受動喫煙防止対策

- (1) 改正法第2条による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の4第4号に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）に該当する施設においては敷地内禁煙とすることが原則であり、同条第5号に規定する特定屋外喫煙場所（以下「特定屋外喫煙場所」という。）の設置が推奨されているものではないこと。
- (2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮をすること。
- (3) 屋根と壁に囲われ、室内の空気を屋外に排気する装置等で喫煙所内の環境が管理されている閉鎖系の特定屋外喫煙場所を設ける場合には、その施設構造は、特定施設以外の施設（以下「非特定施設」という。）における喫煙室と類似しているところがあるため、閉鎖系の特定屋外喫煙場所の設備については、2(3)①の記載の例によること。

## 2 非特定施設における受動喫煙防止対策

- (1) 国の行政機関の施設のうち、非特定施設においては、受動喫煙防止の観点から、喫煙場所を設ける場合は可能な範囲で庁舎外に特定屋外喫煙場所と同様の基準で設けることが望ましいこと。
- (2) 閉鎖系の屋外喫煙場所を設ける場合には、その設備は、2(3)①の記載の例によること。

### (3) 喫煙室の設備等

- ① 喫煙室には、たばこの煙が当該喫煙室外に拡散する前に吸引して庁舎外に排出する換気扇等排気装置を設置すること。空気清浄装置が設置されている喫煙室であっても、換気扇等の庁舎外への排気装置を併せて設置すること。
- ② 喫煙コーナーは、事務室及び会議室以外の場所で、職員等の使用が一時的・短時間であるなど、受動喫煙の影響が比較的小さい場所に設けること。その際、妊婦及び呼吸器・循環器疾患等を持つ者には特に配慮して設けること。なお、食堂に喫煙コーナーを設ける場合は、一般の職員の勤務時間終了までは禁煙とすること。

また、喫煙コーナーには、たばこの煙が漏れないように、当該喫煙コーナー以外の場所から仕切るための設備を設置するとともに、たばこの煙が当該喫煙コーナーの外に拡散する前に吸引して庁舎外に排出する換気扇等排気装置を設置すること。空気清浄装置が設置されている喫煙コーナーであっても、換気扇等の庁舎外への排気装置を併せて設置すること。

## 3 空気環境の測定

### (1) 特定屋外喫煙場所等の直近の庁舎等

特定屋外喫煙場所又は屋外喫煙場所（以下「特定屋外喫煙場所等」という。）を設けた場合には、その効果を確認するため、当該特定屋外喫煙場所等の直近の庁舎の出入口及び窓における浮遊粉じんの濃度を測定すること。

また、特定屋外喫煙場所等が閉鎖系である場合には、たばこの煙の影響を把握するため、当該特定屋外喫煙場所等の浮遊粉じん及び一酸化炭素の濃度を測定すること。

### (2) 喫煙室等

非特定施設において、喫煙室又は喫煙コーナー（以下「喫煙室等」という。）を設けた場合には、その効果を確認するため、当該喫煙室等とその周辺の浮遊粉じん及び一酸化炭素の濃度を測定し、また、喫煙室等から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの漏れを把握するため、非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速を測定すること。

#### 4 受動喫煙防止対策の推進

- (1) 各官署の長及び管理者は、喫煙対策推進委員会、職場懇談会、健康管理者、健康管理担当者、提案制度、アンケート等を活用し、職員の自主的・積極的な協力を得るように努めること。
- (2) 職員は、受動喫煙防止対策に積極的に協力すること。
- (3) 来客者等には喫煙場所を知らせて理解と協力を求めること。
- (4) 改正法による改正後の健康増進法により求められる受動喫煙防止対策以上の措置を既に実施している場合は、引き続きそれを推進すること。

#### 5 禁煙サポート

喫煙対策の目的である健康で快適な職場環境づくりの推進には、望まない受動喫煙を防止するとともに、喫煙者のうち禁煙を必要とする者及び禁煙を希望する者を支援する必要があることから、各省各庁の長は、①喫煙者に対して、喫煙が健康へ与える影響を再認識した上で喫煙の継続について自主的に判断できるよう必要な知識、情報等を提供するとともに、②禁煙の必要な者や禁煙を希望する者に対して、禁煙を支援するための以下の具体的対策を講じることが適当であること。

- (1) 喫煙と健康に関する研修、講習会等を開催する。
- (2) 職場における健康診断、健康教育等の機会を捉え喫煙の影響についての情報提供を行う。
- (3) 健康診断の結果、禁煙の必要な者及び禁煙希望者に対して、医師、保健師、看護師等によるカウンセリング、禁煙プログラムの紹介、禁煙実践コースの設定等の禁煙指導を組織的かつ継続的に実施するとともに、禁煙支援者を養成するなどの支援に努める。

以 上